

処分の公表

栃木県行政書士会会則第26条の2及び栃木県行政書士会処分の公表に関する規則に基づき、栃木県行政書士会会長による処分を次のとおり公表する。

《会長による処分》

1. 処分をした会員の氏名及び登録番号：小平裕一、第04121049号
2. 事務所名称及び事務所所在地：行政書士小平裕一事務所、宇都宮市兵庫塚3-41-33
3. 処分をした年月日：令和元年5月15日
4. 処分の内容：栃木県行政書士会会則第24条第1項第2号に基づく2年間の会員の権利の停止

5. 処分をした理由：以下のとおり

被処分者は、平成28年5月18日に受任した依頼人の祖父の相続に伴う株式の名義変更業務に関し、受任日を含め6回に亘り費用や報酬として合計1,052,000円を受領しておきながら、平成30年9月12日に依頼人が苦情を申し立てるまで、業務の進捗状況の報告及び費用明細の提示を怠った。また、苦情受付日を含め3回、役員から依頼人に連絡するように指導され、了解したものの連絡をしなかった。

10月15日に設けた役員が同席しての依頼人との話し合いの場で、被処分者が「11月には業務が完了するので、その際には明細をつけて費用も精算する」とした約束を12月が過ぎても守らず、何の成果物の提示も無いため、平成31年1月依頼人は業務契約の解除を申し出た。同3月、被処分者が契約時に預かった書類及び預かった金員全額を返却し、契約の解除が完了した。

これらの経緯から、業務を遂行する過程において、被処分者は報酬・費用の一部を事前に収受したものの何ら合理的な理由もなくその業務をすみやかに処理しなかったことや、依頼者に対する適切な説明・連絡の欠如が認められた。被処分者に対しては平成30年4月、同様の行為があったことを理由に3カ月間の会員の権利の停止の処分を行っており、このような行為を繰り返すことは行政書士として求められる資質を欠くものと断じざるを得ないが、被処分者が依頼人より受領した報酬あるいは預り金の全額を返済したこと等を鑑み、この処分内容とした。

6. 処分の根拠となった法令及び会則の条文：行政書士法第10条
行政書士法施行規則第6条1項
同 施行規則第7条
栃木県行政書士会会則第58条
同 会則第73条3項

※公表する期間：令和元年5月15日から令和4年5月15日まで